MRJ 互助会通信

平成28年度　第２回互助会理事会開催

平成29年３月17日、海事センタービルにおいて日本水難救済会救難所員等互助会の平成28年度第２回理事会が開催されました。

開催にあたり議長の互助会相原会長の挨拶のあと、議案として特定非営利活動法人能登水難救済会が本年３月末に解散し、４月１日付けで任意団体　能登水難救済会に移行・発足（予定）した場合の互助会の取り扱いについて審議されましたが、任意団体に移行したことが確認された場合には移行後も引き続き互助会会員とし、新たな会費を求めないことについて承認されました。

第２回互助会理事会の様子

互助会事務局より

≪互助会加入案内≫

互助会は、互助会の会員及びその家族の相互救済と福利増進を図る観点から災害補償事業、各種見舞金事業、遺児育英事業等、他に類を見ない制度・内容であると確信しております。

互助会規約等をご理解の上、より多くの方々の加入をお待ちしております！！

1　互助会会費

互助会会費は、年額500円です。

年度途中で加入される場合の会費の減額はありません。

2　互助会入会及び更新時期

互助会の会期は、当年10月１日から翌年９月30日までとなっています。ご案内のとおり、平成29年度互助会の入会及び更新については、

・加入申込日⇒原則として平成29年８月31日まで

・会費納入日⇒原則として平成29年９月30日まで

となっています。

※会費納入が遅れた場合、互助会各事業の効力は、会費納入の翌日からとなりますのでご承知おき下さい。

3　加入者の現状

加入者数　20,758人（平成29年６月30日現在）

救難所員数　52,158人（平成29年３月31日現在）

加　入　率　　39.8%（前年度実績39.7%）

4　災害給付事業等の現状

平成28年10月１日～平成29年６月末までの間において、

（１）災害給付事業（互助会規約第14条関係）

（２）休業見舞金給付事業（互助会規約第14条関係）

（３）遺児等育英奨学金事業（互助会規約第17条関係）

（４）災害見舞金給付事業（互助会規約第18条関係）

に該当する事案はありませんでした。

私物等損害見舞金給付事業（互助会規約第16条関係）は、１件該当しております。（最近の補償事例参照）

■事業の内容

［1］災害給付事業

（１）会員が水難救助業務中に災害を受けた場合

（互助会規約第14条）

○東京海上日動火災保険㈱と契約の給付概要

・死亡保険金　15,000,000円

・後遺障害保険金額（障害等級に応じて）　最大15,000,000円

・入院保険金（事故の日から180日以内）　4,000円／日

・通院保険金（90日を限度）　2,500円／日

（２）互助会会員が、第14条の規定する災害により死亡した場合

本会が２万円を限度として、花輪又は生花を遺族に給付する。（互助会規約第14条の２）

＜お願い事項＞

互助会会員が水難救助業務中のみならず、訓練に参加した場合は、日水救第205号（平成23年９月26日付）により「互助会会員が訓練に参加した場合の名簿等の作成について」によりお願いしているところです。

この提出された名簿に基づき、本会が保険会社に報告しています。

保険会社に名簿等の報告がなされていない場合には、訓練に参加したとしても、保険金を受け取ることができない場合がありますので、訓練に参加した場合には、必ず、名簿等を作成して、互助会事務局に提出していただけますようご協力をお願いします。

［2］休業見舞金給付事業

（会員が水難救助業務中に災害を受けた場合）

互助会会員が負傷し又は疾病にかかり、そのため、療養開始後、従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合に、90日を限度として、見舞金を本会が給付する。

休業見舞金　　7,000円／日　（互助会規約第15条）

［3］私物等損害見舞金給付事業

（会員が水難救助業務中に災害を受けた場合）

（１）業務遂行のために必要と認められる私物を破損、消失、遺失等した場合、損害額（当該私物と同程度物の購入又は修理に要する経費）の半額又は３万円のうち、いずれか少ない金額を給付する。

ただし、損害額が１万円未満の場合は給付の対象としない。　（互助会規約第16条）

（２）当該業務を遂行中に使用していた船舶の船体・属具を破損等した場合、損害額（当該船体・属具の修理等に要する経費）の半額又は10万円のうち、いずれか少ない金額を給付する。

ただし、損害額が１万円未満の場合は給付の対象としない。　（互助会規約第16条の２）

［4］遺児等育英奨学金事業（互助会規約第17条）

災害を受けた会員の遺児（第14条に規定する災害給付を受けた会員の遺児、重度の後遺症を負った会員の子で、遺児と同等と認められる者を含む。）に対して、育英奨学金を給付及び貸与する。

［5］災害見舞金給付事業（互助会規約第18条）

互助会会員が自然災害又は火災等により、会員が所有する住居及び家財又はそれらのいずれかに被害を被った場合は、その会員に対し、損害の程度に応じて、３万円から10万円の範囲内で見舞金を給付する。

ただし、損害の程度の換価価格が10万円未満の場合は給付の対象としない。

［6］消滅時効（互助会規約第19条）

互助会規約第14条から第18条に規定する給付を請求する権利は、発生した日から３年間行わないときは、時効によって消滅する。

［7］互助会誌発行事業（互助会規約第20条）

年２回発行するマリンレスキュージャーナルにMRJ互助会通信欄を設けて、互助会の事業成果、決算報告等を会員に周知しております。

【最近の補償事例】

⑴　災害給付事業（規約第14条関係）

（事例１）

平成25年度に(特)神奈川県水難救済会横須賀救難所所員が船舶火災消火中に船舶同士に右手中指を挟まれ、圧迫骨折したため、平成25年12月に東京海上日動火災保険㈱から災害給付金として45,000円が給付された。

（事例２）

平成26年10月に岩手県水難救済会久慈救難所員が磯釣り中に転倒し磯場で骨折等した釣り人を救助中に、足を滑らせて磯場に転倒し、右側側頭部から後頭部にかけて裂創等の負傷し、平成27年４月に東京海上日動火災保険㈱から、入院保険金52,000円が給付された。

⑵　私物等損害見舞金給付事業（規約第16条関係）

（事例）

平成28年８月に高知県水難救済会安芸救難所員が漂流物（乗り上げ事故船残骸）を自船にて、他船の衝突を回避するため曳航した。その際、漂流物が目視で確認した以上に大きかったため、自船の一部に破損が生じた。

本会から修理費用として34,188円を平成28年11月に給付した。

⑶　災害見舞金給付事業（規約第18条関係）

（事例）

平成23年３月11日発生した東日本大震災により被災された互助会会員の方々、32救難所1,119人に対して災害見舞金総額4，879万円を本会から給付した。

互助会に関する問い合わせ

互助会に関する、意見・問い合わせ等は事務局（経理部）森または中山が承ります。

電話番号　03－3222－8066

FAX番号　03－3222－8067

Email　gojyokai@mrj.or.jp

（公社）日本水難救済会の通常理事会、定時社員総会等を開催

（公社）日本水難救済会では、本年３月中旬から６月末までに通常理事会・定時社員総会・臨時理事会が開催され、平成29年度事業計画（案）と収支予算（案）及び平成28年度事業報告（案）と収支決算（案）などが審議されました。

■平成28年度　第３回通常理事会

平成29年３月17日、海事センタービルにおいて、平成28年度第３回通常理事会が開催されました。

理事会の開催にあたり、議長である日本水難救済会相原会長の挨拶とご臨席の海上保安庁岩並警備救難部長からご挨拶をいただいたのち、議案審議となりました。

議案は

第１号議案「平成29年度事業計画（案）について」
第２号議案「平成29年度収支予算（案）について」
第３号議案「新規会員入会の承認について」
第４号議案「定時社員総会の開催等について」

についてが審議され、それぞれ異議なく承認されました。

議案審議の後、

（１）救助船の用途廃止について
（２）地方水難救済会との連絡会議開催について
（３）横浜みなと博物館主催の企画展「海難と救助－信仰からSOSへ－」の開催について
（４）島根県水難救済会 出雲救難所 創設110周年記念行事について

の報告がなされ、その後、質疑応答に入りましたが、特に質疑等もなく、理事会が終了しました。

■平成29年度　第１回通常理事会

平成29年５月16日、海事センタービルにおいて、平成29年度第１回通常理事会が開催されました。

理事会の開催にあたり、議長である日本水難救済会相原会長の挨拶とご臨席の海上保安庁奥島警備救難部長からご挨拶をいただいたのち、議案審議となりました。

議案は

第１号議案「平成28年度事業報告（案）について」
第２号議案「平成28年度収支決算（案）について」
第３号議案「平成29年度事業計画及び収支予算の一部変更について」
第４号議案「役員候補者選考委員会規則の一部改正について」
第５号議案「役員の選任（案）について」
第６号議案「新規会員入会の承認について」

についてが審議され、それぞれ異議なく承認されました。

議案審議の後、

（１）地方水難救済会の運営基盤及び運営体制に関する連絡会議の開催結果について
（２）平成29年度名誉総裁表彰受章予定者について
（３）平成29年度青い羽根募金用ポスターについて
（４）職務の執行状況の報告について

の報告がなされ、その後、質疑応答に入りましたが、特に質疑等もなく、理事会が終了しました。

なお、第１号及び第２号並びに第５号議案は、第125回定時社員総会の議案として諮られることとなりました。

平成28年度第３回通常理事会において岩並警備救難部長（当時）からご挨拶をいただきました。

平成29年度第１回通常理事会において挨拶を行う相原会長（上）

第１回通常理事会において奥島警備救難部長（左）からご挨拶をいただきました。

―通常理事会にて審議された主な議案・報告事項等の概要―

●（公社）日本水難救済会の平成29年度収支予算の概要（単位：千円）

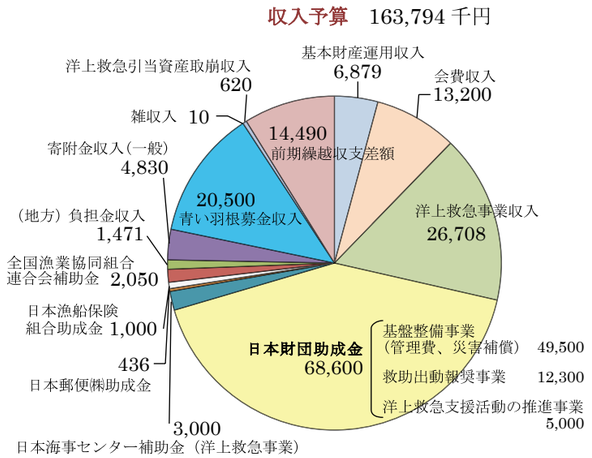

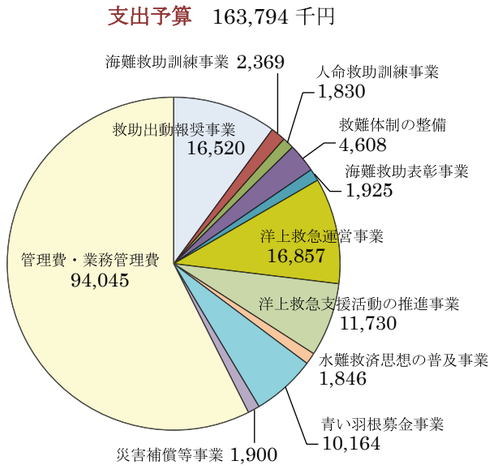

●救助船の用途廃止について

日本水難救済会の「救助船及び救難器具管理規則」に基づき、平成28年度に地方水難救済会会長を経由して救難所長から用途廃止申請のあった次の救助船について用途廃止を決定しました。

☆所属：公益社団法人 琉球水難救済会オクマ救難所
船名：「ブラックフィン33」
平成11年６月就役（平成３年建造）
用途廃止年月日：平成29年２月８日

ブラックフィン33

☆所属：特定非営利活動法人神奈川県水難救済会平塚救難所
船名：「HIRATSUKA LIFE GUARD Ⅴ」
平成20年７月就役
用途廃止年月日：平成28年８月３日

HIRATSUKA LIFE GUARD Ⅴ

●企画展「海難と救助－信仰からSOSへ－」への参加

横浜港開港から150年間に横浜港が積み上げてきた歴史や技術、文化を最新の研究や情報を反映し、紹介する事業を行っている「横浜みなと博物館」（公益財団法人帆船日本丸記念財団：横浜市西区みなとみらい）の主催する企画展「海難と救助－信仰からSOSへ－」が平成29年２月18日（土）から同年４月16日（日）まで約２か月間、同博物館特別展示室にて開催され、近世から現在まで海難事故への対応がどのように変化してきたか、その歴史が紹介されました。

本会は、この企画展に資料等を出展するとともに同展示室に青い羽根募金箱を設置していただきました。

横浜みなと博物館前に停泊する帆船「日本丸」

日本水難救済会展示コーナー

●島根県水難救済会 出雲救難所 創設110周年記念行事を開催

平成29年２月10日、島根県出雲市において、島根県水難救済会、出雲市及び出雲救難所の合同主催の下、島根県出雲救難所傘下の７救難支所の救助員のほか、来賓として藤原島根県副知事、樺澤第八管区海上保安本部警備救難部次長、柳田境海上保安部長及び出雲市から伊藤副市長、長廻（ながさこ）市議会議長、板倉同副議長、鬼村出雲警察署長並びに（公社）日本水難救済会の向田理事長が出席し、「島根県水難救済会出雲救難所創設110周年記念式典」が盛大に挙行されました。

出雲救難所は、1906（明治39）年４月に日御碕救難所として発足し、その後、市町村合併等に伴う救難所及び同支所の統廃合を経て、現在の松江市と接する佐香支所から大田市と接する多岐支所までの７つの救難支所が島根半島西部の出雲市全域をカバーして、水難救済活動に活躍している。

式典では、出雲救難所の長年にわたる地道な水難救済活動に対し、向田理事長から日本水難救済会会長表彰状が、また、樺澤警備救難部次長から八管本部長感謝状がそれぞれ伝達された。

表彰状及び感謝状伝達の様子

●「平成29年度地方水難救済会の運営基盤及び運営体制に関する連絡会議」を開催

本会と各地方水難救済会の実務責任者等が相互の理解と意思疎通の増進を図るとともに、それぞれが抱えている諸問題を共有し、その改善策を図っていくために平成28年度に引き続き、地方水難救済会の運営に精通されている者を本会（海事センタービル）に招聘し、平成29年４月17日～18日の間、連絡会議を開催いたしました。

〔連絡会議参加者〕

⑴40地方水難救済会のうち20地方水難救済会

（公社）北海道海難防止・水難救済センター、（公社）福岡県水難救済会、(公社）琉球水難救済会、(特）長崎県水難救済会、青森県漁船海難防止･水難救済会、岩手県、宮城県、茨城県（18日のみ）、千葉県（17日のみ）、伊豆地区、愛知県、兵庫県、徳島県、高知県、愛媛県、鳥取県、新潟県、石川県西部、能登各水難救済会

注１）千葉県及び能登水難救済会からは随行者１名が参加

⑵(公社）日本水難救済会理事長､常務理事及び各部長

⑶オブザーバーとして海上保安庁警備救難部救難課救難課長及び救難課海浜事故対策官

〔討議された３つの議題〕

議題１：新たな事業展開による地方水難救済会及び救助員の負担軽減について
- 他の団体と連携したイベント「親子海の安全教室（仮称）」の実施（若者の水難救済ボランティア教室からの発展的移行）について
- 現在の漁業無線を含むネットワークを使い、海で活動するプロとしての目をいかした沿岸監視情報の提供を事業に加えること等現場の活性化に繋げることについて

議題２：地方水難救済会の体制強化策について
- 事務局の体制強化について
- 運営資金の確保について
- 地元地方自治体等からの直接支援や地元地域ぐるみの支援体制の構築・強化について

議題３：救難器具の整備方針について

連絡会議の模様

(公社）日本水難救済会向田理事長の挨拶

会議に参加した地方水難救済会等の皆様（４月18日撮影）

■第124回定時社員総会の開催等

平成29年６月５日、東京･平河町の海運ビルにおいて、日本水難救済会第125回定時社員総会が開催されました。

定時社員総会の開催にあたり、議長である日本水難救済会相原会長の挨拶ののち、議案審議となりました。議案は、

第１号議案「平成28年度事業報告(案)について」

第２号議案「平成28年度収支決算(案)について」

第３号議案「役員の選任について」

について審議され、それぞれ異議なく承認されました。

なお、第３号議案の「役員の選任について」は、この第125回定時社員総会終結時（平成29年６月５日）をもって任期満了となる理事の17名のうち13名の理事の再任及び退任される井手理事、當摩理事、石橋理事、坂野理事に代わる後任理事の福岡県水難救済会会長中林久氏、新潟県水難救済会会長小田政市氏、海上保安協会理事長佐藤雄二氏及び(一財)船員保険会理事長霜鳥一彦氏が、また、石井理事から一身上の理由により第125回定時社員総会終結時をもって辞任したい旨の届け出があったことから、その後任理事として日本医師会の松本吉郎氏を理事として、さらに四国地方の水難救済会を代表する本会の理事が不在であったため、新たに本会理事として香川県水難救済会顧問の服部郁弘氏を推薦するなど計６名の新任の理事について理事会で推薦があったものであるとの説明がなされ、今回の定時社員総会おいて新たな理事が選任されました。

なお、本定時社員総会終結時をもって、本会代表理事の会長及び理事長の任期が満了となりましたが、総会終了後に開催された「平成29年度臨時理事会」において引き続き、代表理事・会長として相原　力氏が、また、代表理事・理事長として向田昌幸氏が選任されました。

総会開催に当たり挨拶を行う相原会長

定時社員総会の模様

来賓の中島 敏海上保安庁長官（上）及び佐藤一雄水産庁長官（左：当時）からご挨拶をいただきました。

平成29年度青い羽根募金運営協議会を開催

平成29年５月26日、本会が入居している海事センタービル7階会議室において、平成29年度青い羽根募金運営協議会が開催されました。

同協議会には委員である外部の有識者６名が参加し、平成28年度の青い羽根募金活動の状況、募金の実績及び募金の使用実績が報告されたほか、平成29年度の青い羽根募金活動計画が審議され、７月、８月を「青い羽根募金強調運動期間」として全国的に募金活動を展開すること及び活動を展開するに当たっての具体的推進策等が承認されました。

青い羽根募金運営協議会の模様

中央洋上救急支援協議会第32回通常総会等を開催

平成29年６月27日、東京・平河町の海運ビルにおいて、中央洋上救急支援協議会第32回通常総会が開催されました。

開催にあたり、（公社）日本水難救済会相原会長の挨拶及び中央洋上救急支援協議会　重　義行会長の挨拶ののち議案の審議となりました。議案は、

第１号議案「平成28年度事業報告について」
第２号議案「平成28年度収支決算について」
第３号議案「平成29年度事業計画について」
第４号議案「平成29年度収支予算について」
第５号議案「役員の選任について」

をテーマに審議され、それぞれ異議なく承認されました。

議案審議ののち、

⑴平成29年度の日本財団への助成事業申請等について
⑵洋上救急の実績について
⑶記念誌「洋上救急30年のあゆみ」の発刊について
⑷顧問の交替について
⑸表彰実績について

の報告がなされ、その後、来賓の花角英世海上保安庁次長からご挨拶をいただき、総会を終えました。

なお、通常総会後には、日本水難救済会会長から洋上救急功労者の表彰式が行われました。

中央洋上救急支援協議会の様子

開催に当たり挨拶される中央洋上救急支援協議会会長　重　義行氏

来賓の花角英世海上保安庁次長からご挨拶をいただきました。

「洋上救急功労」で日本水難救済会会長表彰を受章された方々

○銀色名誉有功表彰（団体表彰）

・日本医科大学付属病院　（出動件数10件）

受章した日本医科大学付属病院の院長代理横田裕行氏（中央）

○金色有功表彰（個人表彰）

日本医科大学付属病院

・医師　山名　英俊氏（出動件数３件）
・医師　萩原　令彦氏（出動件数３件）

受章した山名英俊氏（中央右）と萩原令彦氏（中央左）

日本水難救済会会員募集

日本水難救済会では、会員（２号正会員または賛助会員）となって本会の事業を支援していただける方々を募集しています。

２号正会員資格は、本会の事業目的に賛同して、年会費１口１万円（１口以上）を納付された方で、会員になりますと、総会に出席することにより当会事業に参画できます。

賛助会員は、金品を寄付することにより本会の事業に貢献いただくもので、寄付された方は、法人税・所得税の控除を受けられる特典があります。

希望される方は、当会にご連絡いただければ、入会申込書をお送りいたしますので、必要事項を記入してお申し込み下さい。

公益社団法人　日本水難救済会

〒102-0083　東京都千代田区麹町４丁目５番地
海事センタービル７階
電話：03-3222-8066　FAX：03-3222-8067
http://www.mrj.or.jp/index.html

編 集 後 記

☆今年も昨年に引き続き、４月に地方水難救済会との連絡会議を開催しました。会議出席者から「他の水救会が色々な工夫をしていることが分かり、非常に参考になった。」との言葉を頂き、本会の職員一同、会議の準備に努力した成果があったと喜んでいます。

☆名誉総裁表彰式典等は、掲載のとおり無事終了しましたが、舞台裏では、直前まで決まらないことも多く、細かいところまで調整を行わなければならない総務部長は苦労されていました。地方で総会等の準備をされている皆様のご苦労もお察しします。

☆今年の青い羽根募金のポスターを見て気づかれた方もいると思いますが、今年のポスターから募金と言う言葉を取りました。「募金と言う言葉だけで、拒否反応を示す人もいる。」との青い羽根募金運用協議会での検討を踏まえたものです。まずは興味を持ってもらい、バーコードで調べて貰うと言う発想です。

☆「マリンレスキュー紀行」は、福井県水難救済会の高浜水難救難所と南越前町水難救難所を取材させて貰いました。いずれも町役場が事務局を担当してくれており、元気な救難所です。

☆「レスキュー41～地方水難救済会の現状」は、岡山県水難救済会と香川県水難救済会です。今回で六回目になりますが、徐々に水難救済への思いを同じくする仲間の情報交換の場となってきているようです。

（常務理事　菊井　大蔵）

制作・印刷　株式会社第一印刷所